

令和7年度むかわ町会計年度任用職員の任用条件に関する一般的事項

任用期間について	1 条件付採用期間 1月（1月の勤務日数が15日未満の場合は15日に満つるまで） 2 同一会計年度内における任期の更新の有無 同一会計年度内における任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。
勤務しない日	1 週休日 毎週土曜日・日曜日（振替：有） ※募集する職によりますので、詳細はお問い合わせください。 2 国民の祝日に関する法律による休日 3 年末年始の休日 12月31日から翌年1月5日まで ※国民健康保険穂別診療所は12月29日から翌年1月3日までです。
休暇	1 年次休暇 任用時 10 日（週 5 日勤務の場合） ※週の勤務日数や継続勤務期間により異なります。詳細はお問い合わせください。 2 その他の休暇 有給（現住居滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚休暇、忌引、夏季休暇） 無給（産休、保育時間、子の看護、生理日就業困難、妊娠疾病、公務・私傷病） ※詳細はお問い合わせください。 3 時間外勤務代休時間 無
育児休業等	要件により可。※詳細はお問い合わせください。
給与	1 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率 (1) 時間外勤務 ※パートタイム勤務の職員は下記(1)が適用。 月60時間以内 25%～35%（午後10時～翌日午前5時までは50%～60%） 月60時間超 50%（午後10時～翌日午前5時までは75%） (2) 休日勤務 35%（午後10時～翌日午前5時までは60%） (3) 夜間勤務 25% ◆パートタイム会計年度任用職員の場合 ※休日勤務、夜間勤務は上記に同じ (1) 時間外勤務（1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0%（午後10時～翌日午前5時までは25%）） 月60時間以内 25%～35%（午後10時～翌日午前5時までは50%） 月60時間超 50%（午後10時～翌日午前5時までは75%） 2 昇給 無 3 期末手当・勤勉手当は1週当たりの平均勤務時間が15時間30分以上で、かつ基準日（6月1日及び12月1日）において在職している場合に支給されます。 ※支給率は「むかわ町職員の給与に関する条例」に準じます。 ※詳細はお問い合わせください。
退職に関する事項	1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。 2 自己都合退職の手続（退職する30日以上前に届け出て下さい。退職の発令をもって退職します。） 3 免職の事由及び手続 (1) 分限免職 次の場合のいずれかに該当するときは免職される場合があります。 ① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 ② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 (2) 懲戒免職 次の場合のいずれかに該当するときは免職される場合があります。 ① 法律、条例、規則、規程に違反した場合 ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 4 定年制 無 5 その他の離職事由 死亡した場合、地方公務員法第16条（第2号除く。）のいずれかに該当する場合
退職手当	有（フルタイム勤務で12月以上継続勤務し、引き続き勤務する場合）
服務	任期中、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（パートタイム会計年度任用職員は制限なし）の義務を負います。
その他	1 安全及び衛生 健康診断、ストレスチェック 2 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは休職となる場合があります。 ・ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・ 刑事事件に関し起訴された場合